

ペットには飼い主が常につけておきましょう 誰か分かるものを

ペットが迷子になり保護されたとき、すぐに飼い主がわかるように、普段から所有者情報を示すものをつけましょう。見てわかるように犬の鑑札や注射済票、迷子札をつけるか、首輪に直接書き込みましょう。首輪などは外れることもあるので、マイクロチップも装着すれば更に安心です。

飼い犬・飼い猫がいなくなったら、すぐに
豊橋市保健所(0532)39-9127に連絡してください。

犬の場合

猫の場合

鑑札と狂犬病予防注射済票

マイクロチップ

連絡先を書いた迷子札

首輪

マイクロチップ

連絡先を書いた迷子札

首輪



犬の鑑札と狂犬病予防注射済票の装着は
狂犬病予防法で飼い主に
義務付けられています



鑑札や注射済票には番号しかない
ので個人情報も守られません



注意!

首輪をつけていない猫は「飼い主のいない猫」とみなされて
しまうことがあります。首輪をつけていても、飼い主が誰なの
か他の人が見て分からないと同じことです。首輪には迷子札
や、直接連絡先を記入してください。



【例】直接首輪に【保健所太郎 0532-39-9127】
などと油性ペンで書いてしまっても良いでしょう

ペットが逃げたら保健所に連絡してください

豊橋市動物愛護センター

(0532)39-9127

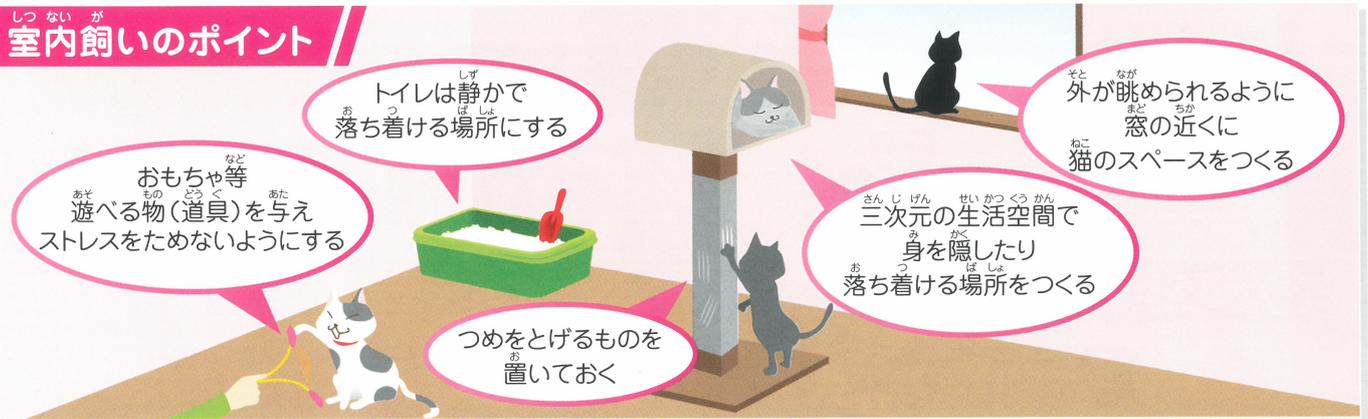
猫の完全室内飼いに努めましょう

豊橋市では、以下の3点から猫の完全室内飼いを推奨しています

- ① 周囲に迷惑をかけない…… 近所の庭で糞をする、子猫が産まれて数が増えるなど
- ② 猫の安全…… 交通事故・迷子
- ③ 猫の健康…… 交尾やケンカで感染する病気

不妊・去勢手術をし、猫にストレスをかけないような工夫をして快適な環境を整え、飼い主が良いコミュニケーションをとることで、室内飼育で幸せに暮らせます。

室内飼いのポイント



ルールを守って飼いましょう

犬の放し飼いは法律で禁止されています

飼い主の元を離れない犬、おとなしい犬、抱きかかえられるような小型犬、どんな犬であっても家から一歩出たら必ずしっかりとリードでつないでください。犬が苦手な方もいます。交通事故等愛犬にとっても危険な行為です。愛犬の安全を守るのも飼い主の責任です。



散歩中の糞は持ち帰りましょう

散歩のときの持ち物

- ビニール袋
- ちり紙
- 水入りペットボトル(必要に応じて、尿をしたところに流します)

簡単な糞の始末の仕方(例)



虐待・遺棄は罰せられます

みだりな 殺傷



虐待



遺棄



5年以下の拘禁刑
または500万円以下の罰金

1年以下の拘禁刑
または100万円以下の罰金

1年以下の拘禁刑
または100万円以下の罰金